中国向けのプラスチック半製品の製造工場を県北地域に取得し、平成23年3月から同工場を稼働する予定であった申立人について、原発事故により同工場で製造した製品の中国向け輸出が困難になり同工場の閉鎖売却を余儀なくされたことに伴う工場不動産の売却損の全額及び福島県外の工場で製造するために増加した原材料の運搬費用相当額が賠償された事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア 損害項目 増加運搬費用 278万 0円

期 間 自平成23年3月11日 至平成23年12月31日

イ 損害項目 不動産の売却損 1534万6789円

期 間 自平成23年3月11日 至平成23年12月31日

ウ 損害項目 検査機器購入費用 13万5000円

期 間 自平成23年3月11日 至平成23年12月31日

工 損害項目 弁護士費用 54万7853円

期 間 自平成23年3月11日 至平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金1880万9642円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

## 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、 その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当 事者間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す

る。 平成25年2月7日

(仲介委員 八木清文)